

岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 知事は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第22条第1項の規定に基づき、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 推進会議は、次に掲げる計画の策定及び実施に関し必要な事項について協議する。

- 一 温対法第21条第1項及び第3項に規定する地方公共団体実行計画
- 二 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に規定する地域気候変動適応計画
- 三 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成21年条例第21号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する地球温暖化防止・気候変動適応計画、及び第10条に規定する県自らの事務及び事業に関する地球温暖化対策に関する計画

(組織)

第3条 推進会議は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、温対法第22条第2項の規定に基づき、次に掲げる者から知事が依頼する。

- 一 学識経験者
- 二 温対法第37条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員
- 三 温対法第38条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進センター
- 四 岐阜県気候変動適応センター
- 五 関係地方公共団体
- 六 地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者
- 七 住民その他県の地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
- 八 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 推進会議に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選任する。

4 会長及び副会長の役割は、以下に掲げるものとする。

- 一 会長は、会議を進行する。
- 二 会長は、委員のうちから副会長を指名する。
- 三 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要に応じて、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 会長は、必要に応じて、特定のテーマについて具体的かつ実務的に検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、岐阜県環境エネルギー生活部省エネ・再エネ社会推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画懇談会設置要綱及び岐阜県省エネ・新エネ推進会議設置要綱は、同日付けで廃止する。